

# 介護保険の住宅改修を行う手続き

～必ず最後までお読みください～

<対象者> 要支援1～要介護5と認定された方

<限度額> 20万円

\*上限を超えた場合、超えた部分の費用は全額自己負担となります。

<対象となる改修>

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑りの防止や移動がスムーズに行えるようにするための床材の変更
- 引き戸等への扉の取替え（引き戸の新設も含む。）
- 洋式便器等への便器の取替え
- これらの住宅改修に付帯して必要となる改修工事

対象となる工事かわからないときは、介護保険係までお問い合わせください。

<簡単な住宅改修の流れ>

• 介護保険の住宅改修は、不適切な改修を防ぐため、事前申請が必要となっています。適切な保険給付を行うため、下記の流れにそって行ってください。

①本人または家族よりケアマネジャーに相談



②住宅改修業者と打ち合わせ



③事前申請書類を作成し介護保険係へ事前申請

※受領委任払いを利用する場合は、事業者の承諾を得て委任払用の申請書を提出する。



④介護保険係よりケアマネジャーへ着工許可



⑤工事をし、事業者へ工事費の支払い

※受領委任払いを利用した場合は、工事費の自己負担分（1～3割）のみを事業者へ支払う。



⑥介護保険係へ事後申請



⑦介護保険係より工事費の保険分（7～9割）の支給

※受領委任払いを利用した場合は、工事費の保険給付分（7～9割）は事業者へ直接支給される。

詳しい流れについては、次のページをご確認ください。

<詳しい住宅改修の流れ>

### ①②<改修する前に>

- まずは、**担当のケアマネジャーにご相談ください**。住宅状況・身体状況を考慮して、住宅改修の必要性を判断します。  
\*担当のケアマネジャーがいない場合は、地域包括支援センター（TEL66-2488）にご相談ください。
- 住宅改修の内容を検討しながら、工事を依頼する事業者を決定します。

### ③「事前申請」

- ご本人・ご家族・ケアマネジャー・事業者で改修箇所・内容の確認が出来た段階で事前申請を行います。書類がすべてそろってから提出してください。**事前申請がない場合、介護保険の対象とはなりませんので必ず事前に申請してください。**
- 事前申請の審査には、書類に不備がない場合でも数日かかりますので、着工予定日より最低でも1週間以上前に申請してください。
- 書類はお返ししませんので、写しが必要な方は事前にコピーをお取りください。
- **介護給付費の受領委任払いを利用する場合は、事業者の承諾を得た上で委任払用の申請書を提出してください。**

<事前申請窓口> 役場 民生部 福祉課 介護保険係

<事前申請に必要なもの>

- 介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書
- 住宅改修見積書（宛名は、本人のフルネームを記載してください。）
- 改修箇所の平面図
- 施工前の日付入りの写真（写真は台紙に張り付けてください。）
- 住宅改修承諾依頼書（住宅所有者が被保険者本人ではない場合に必要です。）
- 同意書（振込口座が被保険者本人名義ではない場合に必要です。）
- 住宅改修が必要な理由書・・・担当ケアマネジャーが作成

【お願い】書類ごとの両面印刷にご協力願います。住宅改修見積書と写真については別紙の作成例をご確認ください。

### ④<申請の結果…改修許可>

介護保険係より改修許可が出た段階で、担当ケアマネジャーへ連絡が入ります。

担当ケアマネジャーがご本人および事業者へその内容を連絡し、改修工事が開始となります。**改修許可前に工事を行った場合、介護保険の対象とはなりませんので必ず許可がおりてから工事をしてください。**

### ⑤<工事と支払い>

- 償還払いで申請した場合は、住宅改修完了後、いったん、住宅改修を依頼した事業者に**全額を**

お支払いください。事後申請の後、七飯町から保険給付分をお返しします。

- ・受領委任払いで申請した場合は、**工事費の自己負担分（1～3割）のみを事業者へお支払いください。**事後申請の後、保険給付分（7～9割）を七飯町から直接事業者に支払います。

## ⑥「事後申請」

事業者に工事代金を支払い後、事後申請を行います。

＜事後申請窓口＞ 役場 民生部 福祉課 介護保険係

＜事後申請に必要なもの＞

- ・住宅改修内訳書（宛名は、本人のフルネームを記載してください。）
- ・施工後の日付入りの写真
- ・領収書原本（宛名は、本人のフルネームを記載してください。）

※領収書以外の書類はお返ししませんので、写しが必要な方は事前にコピーをお取りください。

## ⑦工事費の振込み

- ・事後申請後、審査の上、負担割合が1割の方は住宅改修に要した費用の9割（上限18万円）が、負担割合が2割の方は住宅改修に要した費用の8割（上限16万円）が、負担割合が3割の方は住宅改修に要した費用の7割（上限14万円）が指定された銀行口座に振り込まれます。
- ・事後申請月の翌月末に銀行口座に振り込まれますので、あらかじめご了承ください。
- ・受領委任払いを利用した場合は、**工事費の保険給付分（7～9割）は、申請時に指定した事業者の銀行口座に直接振り込まれます。**

## 【注 意】

- ・要介護認定が認定される前に工事をした場合の事後申請は、要介護認定の結果が出たあととなります。要介護認定が非該当となった際には、全額自己負担となります。
- ・入院中に工事をする場合も上記同様、退院後に事後申請を行います。退院できなかった場合には、全額自己負担となります。
- ・住宅改修は事前申請制であるため、工事の際に本人・家族から改修内容の変更の希望があったとしても、無断で変更することは認められません。必ず事前に介護保険係までお問い合わせください。

＜再度住宅改修が必要になった場合＞

合計額が**限度額20万円の範囲内**であれば、残額分について再度住宅改修ができます。また要介護認定が**3段階以上上がった場合**または**転居した場合**には、新たに20万円までの住宅改修が行えます。

七飯町 民生部 福祉課介護保険係 電話：65-2514

介護総合支援センター安心ななえ 電話：66-2488

2020.04更新